

誰でも通園制度に関するQA

1. 定款・寄附行為はどう直せばいいのか

(1) 社会福祉法人の場合(保育園・こども園を運営しているケース)

- QA No.29

Q: 定款変更は必ず行う必要がありますでしょうか。

A: 乳児等通園支援事業を実施する場合には、定款変更をする必要があります。定款の変更時期については、自治体で適切に判断をお願いいたします。

(2) 学校法人の場合(幼稚園を運営しているケース)

- QA No.30

Q: 寄附行為について、学校法人も寄附行為の変更が必要という認識でよろしいでしょうか。

A: 寄附行為への記載の要否については、各所轄庁(文科省、各都道府県)に相談いただくようお願いいたします。

- それぞれの学校法人が、府の私学課など所轄庁と相談して決めてもらう整理になります。

2. 収支予算書はこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)に係る部分だけでよいのか。

- こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)に係る部分だけ切り出した収支予算書」で足ります。

3. 実施類型(一般型・余裕活用型等)の選択

(1) 一般型で考えるとき

- 職員配置・部屋の使い方(在園児と合同か、専用室か)を最初から設計しておく必要があります。制度として安定した受け入れがしやすいです。

(2) 余裕活用型で考えるとき

- 人口減少等で、ここ数年、3号の定員に常に余裕がある園等。
- QA No.44

Q: 余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際しては、認可申請時点で現に利用定員の空きが無くとも、認可を行うことは可能であるという認識でよいか。

A: ご認識のとおりです。認可の際には、現時点では利用定員に空きがなかったとしても、将来利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可することができます。その上で、実際に利用定員の空きを活用して実施しているかどうかについては、監査等により実施状況を確認いただく必要があります。仮に、余裕活用型の認可を受けたものの、結果的に利用定員の空きが生じなかった場合は、当該年度においては誰も利用児童の受け入れはできませんが、翌年度以降に利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可を取り消す必要はありません。

4. 職員配置・給付費の考え方

- QA No.45

Q: 子どものための教育・保育給付では、当月初日児童数や職員配置でその額を算出するが、本制度では時間ごとの事業となるため、職員配置が適正であるかどの時点で判断するのか、また給付費の算出は実務的にどのようにするのか。

A: 保育所、乳児等通園支援事業等に関する職員配置の基準は、認可基準であるため、当該事業を行うなどの時点においても適切に満たされている必要があります。その上で、乳児等通園支援事業の監査における職員配置の具体的な確認方法や、乳児等支援給付費の額の算出方法等の実務面の事項については追ってお示しさせていただく予定です。

- QA No.8

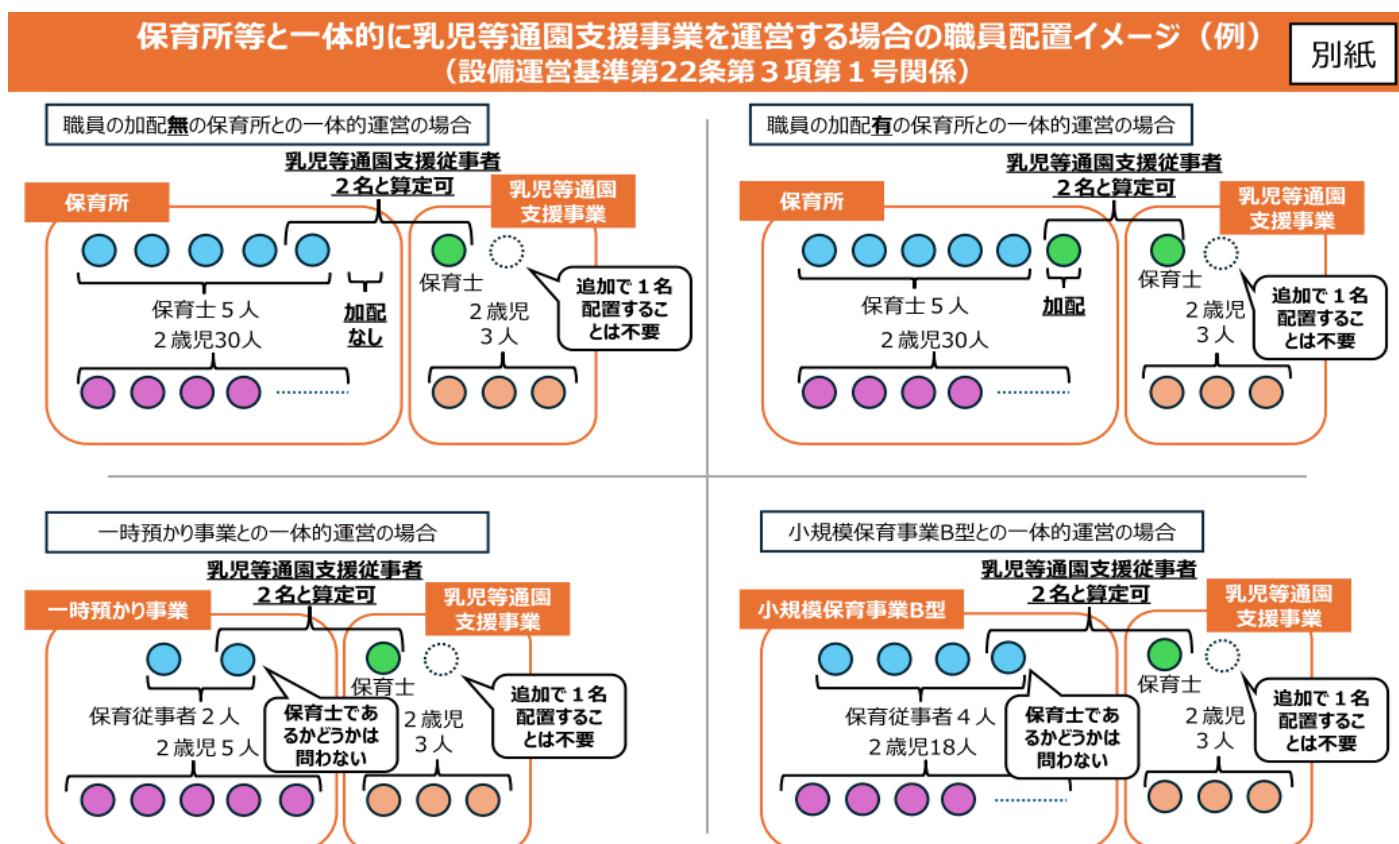
Q: 職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合それぞれの事業の運営費における算定対象となりますでしょうか。

A: 対象経費を適切に区分し、管理いただくことを前提とし、ご認識のとおりです。なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

5. 大阪府等の研修を受けた者は、どのような取り扱いになるか？

- 「乳児等通園支援従事者」として配置することは可能だが、「保育士」とはみなされない。
- 配置基準上、「半数以上は保育士」である必要があるため、保育士と組み合わせて配置する必要がある。
- 専従職員を1名とする特例(条例第22条第3項)を適用する場合、その1名は「保育士」でなければならないため、研修修了者単独での配置はできない。

国通知抜粋



職員配置について(要旨及び補足)

※「和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第22条に職員配置に関することが記載されています。

【原則】

1. 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者を置かなければならない。

→(その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者)として、保育士以外に子育て支援員(市や大阪府の研修修了者)を配置可能です。

2. 保育士+子育て支援員の配置数

・乳児→おおむね3人に1人以上

・満1歳以上満3歳未満の幼児→おおむね6人につき1人以上

・以上のうち、半数以上は保育士

・また、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下ることはできない(最低2人専従配置)

【例外】

1. 以下のいずれかに該当する場合、専従配置を1人(保育士)にできます(前ページの図参照)

①一般型乳児等通園支援事業と「保育所等」が一体的に運営されている場合

・保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができること。その職員と一般型乳児等通園支援事業に従事する職員(専従)で2名と算定できます。

・一般型乳児等通園支援事業に従事する職員は保育士に限ります。

②一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合

・保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

・保育所等の保育士と一般型乳児等通園支援事業に従事する職員(専従)で2名と算定できます。

・一般型乳児等通園支援事業に従事する職員は保育士に限ります。

※ いずれの場合も支援を行う保育所等や事業に専従規定がある場合はご注意ください。

2. 「一体的」とは

・原則として、同一の施設又は事業所の場所、かつ、同一の時間帯において実施されることをいいます。

・渡り廊下で複数の施設又は事業所がつながっているなど必要な支援をできる場合は、同一の施設又は事業所でなくとも可能です。

・ただし、保育所等の保育士が必要な支援を行うことができないような位置関係にある場合は該当しません。

※【例外】に該当する、又は専従者を2名以上配置する場合で、保育所等の支援を受ける体制をとる場合は、「様式第2号-1 乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)」の(2)職員の配置状況のところは、職員数に専従者と支援者の合計を入れて、「職務内容」のところにその体制の内容を記載して下さい。

6. 書類に押印は必要か。

- ・ 今回は押印が必要な書類はありません。

7. (福祉の実務に当たる幹部職員)資格証の写しについて、園長が保育士の資格が無くても良いか

- ・ QA No.11

Q: 児童福祉法に「実務を担当する幹部職員」、児童福祉法施行規則に「福祉の実務にあたる幹部職員」とあります
が、保育所等で乳児等通園支援事業を実施する場合には、基本的に保育所等の施設長が乳児等通園支援事業
の実務を担当する幹部職員にあたると考えてよろしいでしょうか。

A. ご認識のとおりです。

- ・ 園長が幹部職員の役割を担う場合は、園長名義の資格証は(社会福祉士・教員免許・看護・介護・その他)等で
問題ございません。

8. 借入金明細書／基本財産・その他の固定資産(有形固定資産)明細書について、社会福祉法人であれば必要ない か

- ・ 企業会計の基準による会計処理を行っている場合のみ必要となりますので、社会福祉法人であれば原則必要で
ありません。

9. 予算書はひな形はないのか。

- ・ 特にひな形は用意しておりません。
- ・ 収入については、「乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項」で算出した、
給付費、利用料等を活用ください。
- ・ 支出については、人件費などの必要な経費を計上してください。
- ・ 法人内の予算書は QA 集 No.21 をご参照ください。

Q 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設ける必要があります
ますでしょうか。また、区分が必要な場合、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人において
はサービス区分を新たに設ければ足り、拠点区分を設ける必要はない認識でよろしいでしょうか。

A 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)第31条において、会計区分につ
いて、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなけ
ればならない」としているとおりです。なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人に
おいては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分す

ることが考えられます。